アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目～９枚目　略］

［注１～22　略］

23　［略］

［⑴～⑶　略］

⑷　ブロッキングチャートについては、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア　施行規則第28条第７項、第８項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備

イ　施行規則第28条の５第３項の規定により、予備設備として備える船舶地球局の無線設備

ウ　施行規則第28条第９項に規定される高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備

［24～41　略］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目　略］

２枚目

13　無線局の区別				
機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
□デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯及び短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□ナブテックス受信機（英文）〔ＮＲＩ〕				

［１枚目～９枚目　同左］

［注１～22　同左］

23　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　ブロッキングチャートについては、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア　施行規則第28条第７項、第８項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

イ　施行規則第28条の５第３項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

ウ　施行規則第28条第９項に規定されるインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備

［24～41　同左］

別表第二号の二第６　［同左］

［１枚目　同左］

２枚目

13　無線局の区別				
機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
□デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯及び短波帯）〔ＤＳＲ〕				
□ナブテックス受信機（英文）〔ＮＲＩ〕				